

**平成28年度・京極運輸商事株式会社
運輸安全マネジメント実施計画書**

項目	内容	具体的な内容														
方針	<ul style="list-style-type: none"> わが社の輸送の安全に対する基本的な方針(公表事項) <ol style="list-style-type: none"> 全従業員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため、経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組み、絶えず安全性の向上を図る。 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社長又は経営トップが朝礼等に赴き、『基本的な方針』をドライバー及び所員に知らしめる。 年1回以上(輸送安全会議での評価をした後に公表する。) 														
目標	<ol style="list-style-type: none"> 目標 <ul style="list-style-type: none"> 交通事故の減少目標 <ul style="list-style-type: none"> 自動車事故報告規則第2条に規定する事故(重大事故) 0件(前年通り) 人身事故 0件(前年通り) 物損事故 5件以内(前年20件、前年比75%減) 輸送の安全に関する投資額 <ul style="list-style-type: none"> 28年度 予算額 3,137万円 輸送の安全に係わる表彰 <ul style="list-style-type: none"> 28年度 予算額 230万円 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車事故報告規則第2条に規定する事故(重大事故)、人身事故は0件、物損事故は前年比75%減を目標とする。 物損事故の定義は、構内、車庫内、道路上の事故で、社内で事故扱いになったもの。(コンタミ事故等の製品事故、労働災害は含まない。) 投資計画 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・研修会開催費用(出勤手当、外部講師・会場使用料等)</td> <td style="text-align: right;">120万円</td> </tr> <tr> <td>・秋季安全運動実施費用</td> <td style="text-align: right;">10万円</td> </tr> <tr> <td>・アルコールチェッカーメンテナンス費用</td> <td style="text-align: right;">8式 62万円</td> </tr> <tr> <td>・車載端末更新(リース、保守費用)</td> <td style="text-align: right;">225台 2,100万円</td> </tr> <tr> <td>・IT点呼(機器・ソフトリース料、保守費用)</td> <td style="text-align: right;">45万円</td> </tr> <tr> <td>・ETC2.0対応機器の取付費用</td> <td style="text-align: right;">700万円</td> </tr> <tr> <td>・バックアイカメラ導入費用</td> <td style="text-align: right;">10式 100万円</td> </tr> </table> 表彰 <ul style="list-style-type: none"> ・連続無事故 褒賞金等 200万円 ・年間無事故無災害 副賞 30万円 	・研修会開催費用(出勤手当、外部講師・会場使用料等)	120万円	・秋季安全運動実施費用	10万円	・アルコールチェッカーメンテナンス費用	8式 62万円	・車載端末更新(リース、保守費用)	225台 2,100万円	・IT点呼(機器・ソフトリース料、保守費用)	45万円	・ETC2.0対応機器の取付費用	700万円	・バックアイカメラ導入費用	10式 100万円
・研修会開催費用(出勤手当、外部講師・会場使用料等)	120万円															
・秋季安全運動実施費用	10万円															
・アルコールチェッカーメンテナンス費用	8式 62万円															
・車載端末更新(リース、保守費用)	225台 2,100万円															
・IT点呼(機器・ソフトリース料、保守費用)	45万円															
・ETC2.0対応機器の取付費用	700万円															
・バックアイカメラ導入費用	10式 100万円															
計画	<ol style="list-style-type: none"> 労使による安全委員会を全社及び各事業所に設け、発生した事故の原因分析、予防対策、輸送の安全に関する情報を共有するために定期的又は必要に応じ適宜開催する。 貨物自動車運送安全性評価事業(Gマーク)の更新、取得 健康診断の年2回の実施 SAS(睡眠時無呼吸症候群)検診の推進 ドライバーの研修・教育 研修会を年12回実施する 計画に基づいた教育を実施する。 飲酒運転を防止する。 危険への感受性を高める。 輸送の安全にかかわる公的行事等を計画する。 <ol style="list-style-type: none"> 春の全国交通安全運動(4月6日～15日) 秋の全国交通安全運動(9月21日～30日) 全国安全週間(準備6月1日～30日、実施7月1日～7日) 全国労働衛生週間(準備9月1日～30日、実施10月1日～7日) 年末年始の輸送等に関する安全総点検(12月10日～1月10日) その他 	<ol style="list-style-type: none"> 中央安全衛生委員会、地区安全衛生委員会を開催する。また、事故速報・事故報告書の情報を関係部所に速やかに開示する。 Gマーク更新:川崎支店、蔵王事業所、倉敷事業所 年2回の実施(春・秋)を今年も継続する。 全員受診とする。(治療中の者を除く) ドライバー向け <ul style="list-style-type: none"> ・支店主催 石油 京葉1回/年 川崎1回/年 化学 京葉3回/年 川崎1回/年 京浜1回/年 ・本社・支店共催 化学・石油合同 京葉1回/年 川崎・京浜合同1回/年 ・各事業所 所長が共催研修会に参加、後日ドライバーに研修実施 国交省告示の「事業者がドライバーに対して行う一般的な指導及び監督の指針」に基づく11項目の教育を各事業所で実施する。 点呼時、アルコール検知器によるアルコールチェックを実施する。 危険予知活動の定着を図る。 各支店・事業所で計画を作成し、実施結果を本社宛に報告しチェックする。 その他 <ol style="list-style-type: none"> ①経営トップによる添乗指導の実施(秋の全国交通安全運動に合わせ実施の予定) ②秋季安全運動 全社5S運動の実施 ③免許・資格取得促進 ④適性診断の受診 														
運輸安全マネジメントの的確な実施	<ol style="list-style-type: none"> 安全マネジメントを適確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進める。 安全マネジメントを実施するに当たり、相互に密接に関連する他の事業者がある場合は、緊密に協力し安全性の向上に努める。 協力会社を利用する事業者は、当該協力会社の安全マネジメントを阻害することのないよう配慮すると共に、可能な限り協力するよう努める。 	<ol style="list-style-type: none"> 評価及び改善は、輸送安全会議等で年1回以上行う。計画の作成は、年1回行い、次年度の計画とする。 協力会社の研修会等に、相互に参加出来るよう検討して貰う。 協力会社の安全マネジメントについて、何らかの依頼があった場合は、可能な限り協力する。 														
事故発生時改善策	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故・災害の発生、人身事故の連続発生及び悪質交通違反の取り締まり等を受けた場合は、速やかに、原因を分析し、改善方策を立て、全社的に教育・研修を実施し、再発の防止を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 添乗教育・積場パトロールを推進する。 適時、適性診断を実施する。 														
情報公開等	<ol style="list-style-type: none"> 当社は、毎事業年度毎の開始後100日以内に、当社ホームページ上に下記の輸送の安全に関する事項を掲載する。 <ol style="list-style-type: none"> 基本的な方針 目標及び当該目標の達成状況 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数) 組織体制及び指揮命令系統 重点施策 計画 事故・災害等に関する報告連絡体制 教育及び研修の計画 内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容 当社は、輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合は、その内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なく当社ホームページ上に公表する。 <ol style="list-style-type: none"> ①輸送の安全確保命令 ②事業改善命令 ③自動車その他の輸送施設の停止処分 ④事業停止処分 	<ul style="list-style-type: none"> 社外向けに、ホームページに掲載する。 社内向けに、ドライバー控室、事務所に掲載する。 <ol style="list-style-type: none"> ①～⑨は項目毎に内容を記入する。 公表期間 <ol style="list-style-type: none"> 1.次年度の情報の公表を行うまでの期間 2.当該行政処分を受けた日から3年間 														
記録の管理	<ol style="list-style-type: none"> マネジメントの実施状況がわかるように記録、保存する。 <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、チェック(評価)の結果(目標の達成状況)、その他輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め保存する。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理規程第十九条(輸送の安全に関する記録の管理等)に基づく。 年度毎にファイルに纏め経営企画Gが5年間保存。 														